

原子力災害発生時等における 避難者受入計画

UPZ受入市町（西予市、内子町編）

平成28年7月
砥部町

目次

〇はじめに	1
第1章 基本的事項	2
1. 1 原子力災害発生時等の対応体制	2
1. 2 原子力災害対策指針が定める原子力災害発生時等の防護措置	3
第2章 避難者受入支援に関する事項	6
2. 1 避難の流れ	6
2. 2 原子力災害発生時等における当町及び西予市、内子町の対応	7
2. 2. 1 警戒事態	8
2. 2. 2 全面緊急事態	8
2. 2. 3 O I Lに基づく避難等が指示された後	8
2. 3 避難経由所、避難所の開設及び運営	9
参考資料	
資料1 主な関係機関連絡先一覧	10
資料2 避難先候補施設一覧及び福祉避難所一覧	12
資料3 避難者名簿	13
資料4 避難者名簿一覧表	14
資料5－1 愛媛県広域避難ベースモデル	15
資料5－2 避難市町人口及び避難先候補施設	16
資料5－3 西予市におけるUPZ内から避難経由所までの主な経路 （「伊方地域の緊急時対応」から抜粋）	17
資料5－4 内子町におけるUPZ内から避難経由所までの主な経路 （「伊方地域の緊急時対応」から抜粋）	18

○はじめに

本受入計画は、四国電力株式会社伊方原子力発電所において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害発生時等」という。）において、関係市町の住民等が原子力災害対策指針で定めるEAL（Emergency Action Level:緊急時活動レベル）又はOIL（Operational Intervention Level）に基づく避難や一時移転等（以下「避難等」という。）を行う際に、砥部町（以下、「当町」という。）が国、愛媛県（以下、「県」という。）及び西予市、内子町の要請により、避難等をする住民等（以下「避難者」という。）の受入れ支援を行うために取り組む具体的な対策について定めるものである。

本計画に定めがない事項については、「砥部町地域防災計画」、「砥部町避難所開設、運営マニュアル」等を準用する。

○本計画の適用及び修正

本計画は、愛媛県地域防災計画及び愛媛県広域避難計画に基づき、県の要請により「緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」に指定されている西予市、内子町からの避難者が当町内に避難等をする場合であって、かつ当町内が地震等により大きな被害を受けていない場合に適用する。当町内に地震等被害がある場合には、可能な範囲で避難等受入に協力することとする。

なお、本計画は、随時検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

（参考）「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

- ・ 避難：空間放射線量率等が高い又は高くなる恐れのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・ 一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

第 1 章 基本的事項

原子力災害発生時等における対応体制や防護措置を実施する基準など、基本的な事項は本章に定めるものとする。

1. 1 原子力災害対策特別措置法による原子力災害発生時等の対応体制

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会が原子力緊急事態が発生したと認めた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策本部等が設置される。

原子力災害対策本部設置後における対応体制は下記図 1 のとおりであり、防護措置の実施に当たり、避難元市町と受入市町に関する調整は原則として県が行う。なお、愛媛県からの要請を受けて、大分県の避難受入先については、大分県が大分県内市町村と調整のうえ、愛媛県へ連絡する。

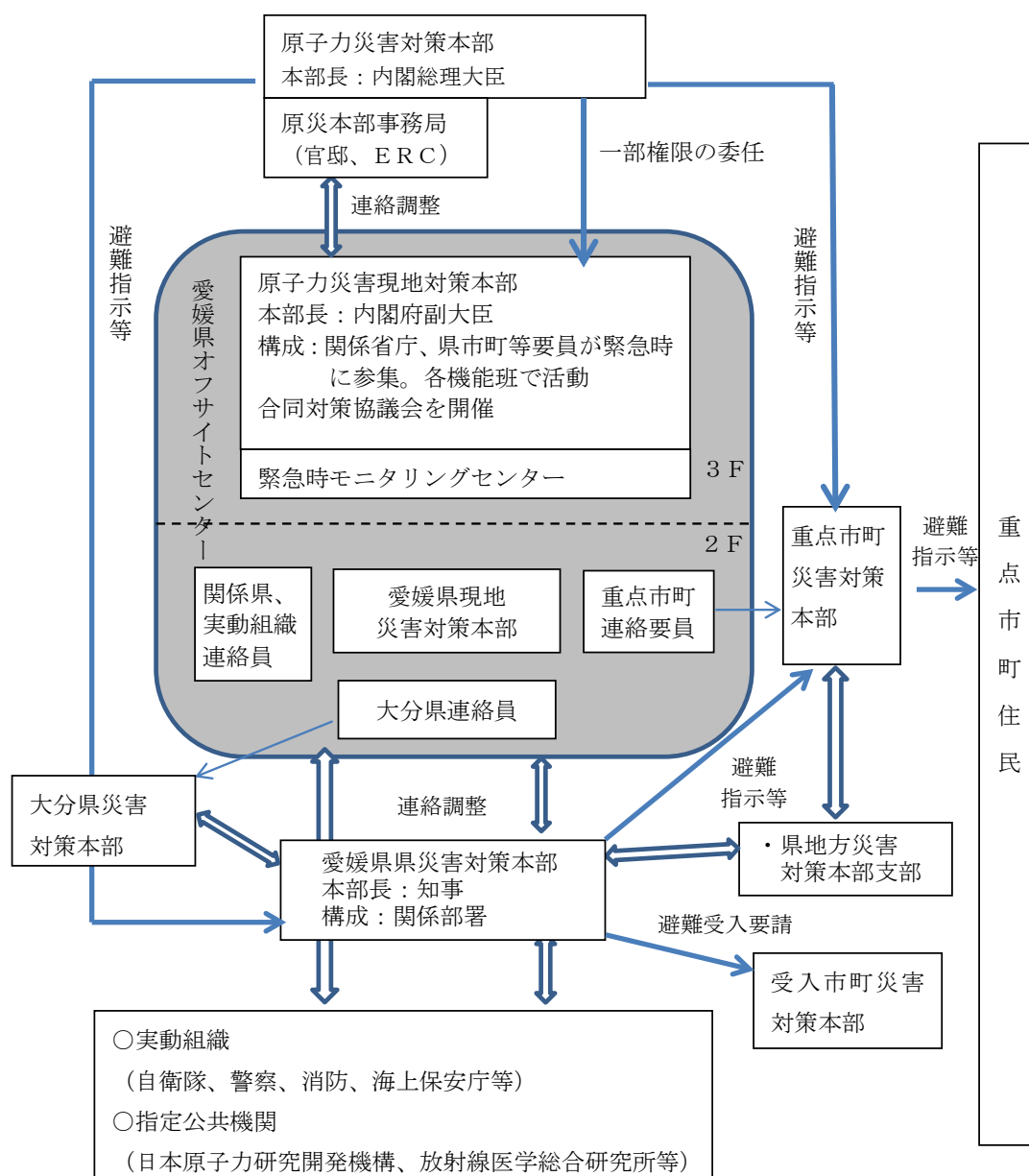
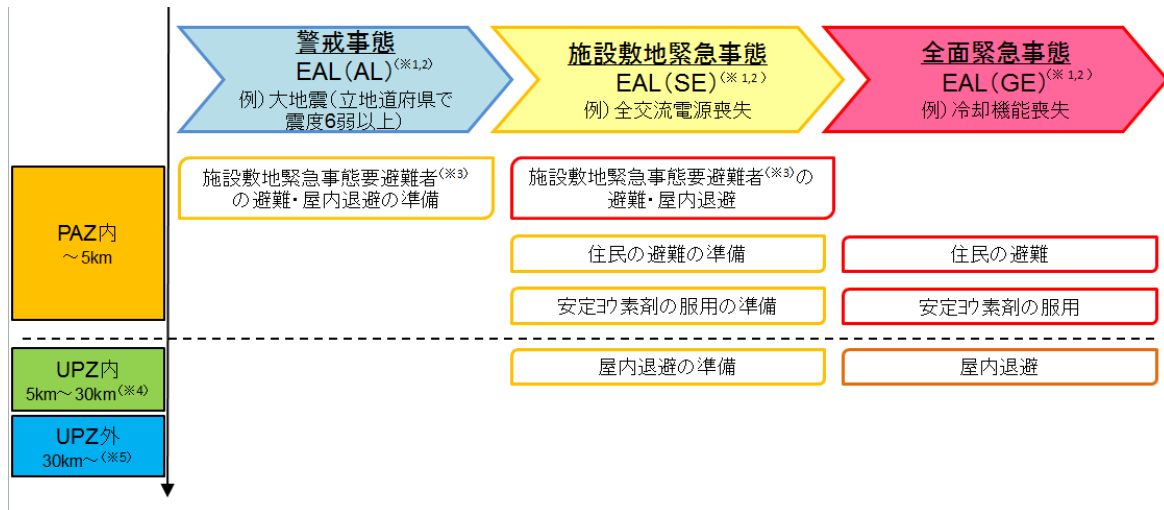


図1 原子力災害時の対応体制

1. 2 原子力災害対策指針が定める原子力災害発生時等の防護措置

原子力災害対策指針において、緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、事態に応じた防護措置を講じることとしている。具体的には、原子力発電所の状況に応じて緊急事態を3つに区分している。



- ※1 EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- ※2 (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- ※3 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において避難等の防護措置の実施が必要な者
- ※4 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- ※5 UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない

図2 原子力災害対策指針に基づく EAL の考え方

放射性物質の放出に至った場合には、緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率 (OIL 1) が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしている。また、それと比較して低い空間放射線量率 (OIL 2) が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じることとしている。

また、飲食物等については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施する (OIL 6)。

※ OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

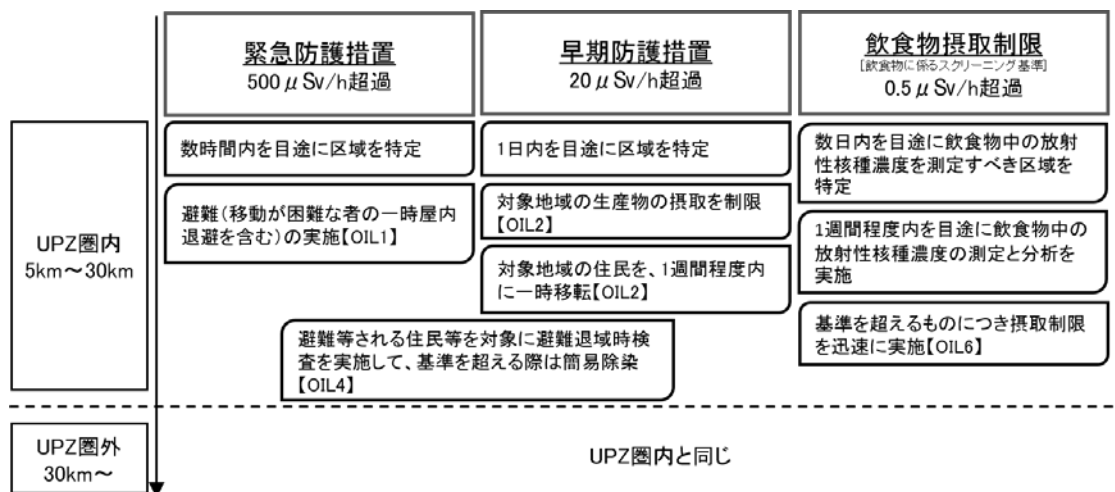


図3 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方(OIL)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※7	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※8	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※9	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

- ※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。
- ※ 2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）がOIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（1 時間値）がOIL 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）がOIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※ 3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※ 4 ※ 3 と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※ 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※ 7 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※ 8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。
- ※ 9 根菜、芋類を除く野菜類が対象

表 1 原子力災害対策指針に基づく OIL の具体的基準と防護措置

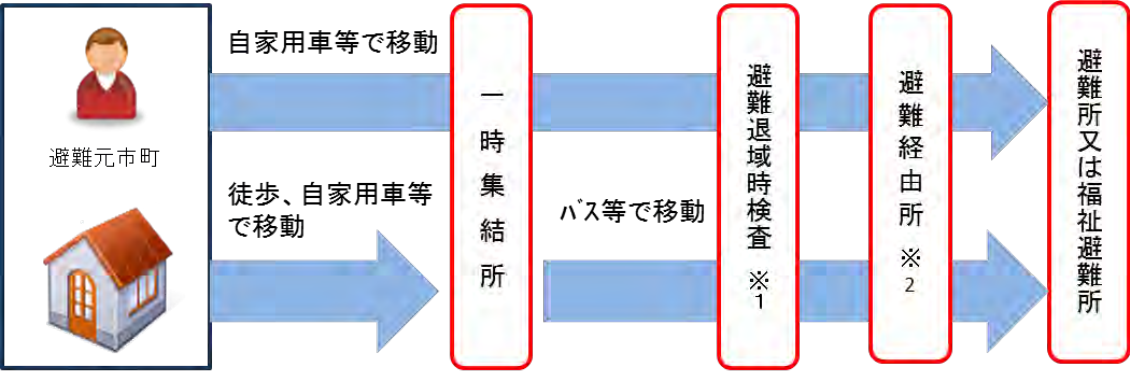
なお、愛媛県伊方町における PAZ 以西の佐田岬半島地域においては、PAZ に準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定めている。

第2章 避難受入支援に関する事項

原子力災害等発生時等に避難元市町の住民が避難等の指示を受けた場合において、当町が行う基本的な事項は本章の定めるところによる。
避難元市町と受入市町に関する調整は原則、県が行う。

2. 1 避難の流れ

原子力災害等発生時等において、国や県からの避難等に係る指示等により避難等をする西予市、内子町からの避難者の流れは図4のとおりであり、西予市、内子町からの避難等予定者数は表2のとおりである。



※1 放射性物質放出後、OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査
※2 避難先の振分け等のため、受入れ自治体の判断により設置するもので必須のものではない

図4 原子力災害発生時等における避難の流れ

	UPZ 圏内避難等予定者数	うち、本町受入予定者数
西予市	29,050人	11,899人
内子町	123人	

表2 西予市、内子町の避難等予定者数（平成27年4月1日時点）

2. 2 原子力災害発生時等における当町及び西予市、内子町の対応

	応急対策 (放射性物質放出前)				応急対策 (放射性物質放出後)
	EAL(AL) (警戒事態)	EAL(SE) (施設敷地 緊急事態)	EAL(GE) (全面緊急事態)		OIL1 による避難 又は OIL2 による一時移転
西予市、内子町の対応	○県、受入れ市町との連絡体制の確立 ○県への連絡	○県への連絡 ○UPZ 住民の屋内退避準備 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の西予市、内子町における屋内退避施設の設営準備※3	○県への連絡 ○UPZ 住民の屋内退避※1 ○UPZ 住民の避難等の準備※1・2 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の西予市、内子町における屋内退避施設での受入れ※3 ○受入市町における避難所等の設営準備の協力※4	OIL1 による避難又は OIL2 による一時移転の指示がなされた避難元市町村の対応	○県への連絡 ○OIL1 に応じた UPZ 一部住民の避難の実施※1 ○OIL2 に応じた UPZ 一部住民の一時移転の実施※1 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の西予市、内子町における屋内退避施設の運営※3 ○受入市町における避難所等での受入れ及び運営の協力
当町の対応	○県、西予市、内子町との連絡体制の確立	同左	○受入支援体制の立ち上げ ○UPZ 住民の受入準備※1・2 ○当町における避難所等の設営準備※4	OIL1 による避難又は OIL2 による一時移転の指示がなされた避難元市町村の受入市町村の対応	○UPZ 住民の受入れ※1 ○当町における避難所等での受入れ及び運営

※1 西予市、内子町での幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は各施設の避難計画に従って対処する。

※2 UPZ では、原子力施設の状況に応じて、放射性物質の環境への放出前の段階において段階的に避難を行うこともある。

※3 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等は、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

※4 当町は、県又は西予市、内子町からの要請により避難所等の設営準備を開始する。

表 3 原子力災害発生時等における当町及び西予市、内子町の対応

2. 2. 1 警戒事態

(1) 国からの要請

国は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、UPZ 内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な体制をとるよう要請する。

(2) 連絡体制の確立

当町は、県から警戒事態の連絡を受けた場合は、県及び西予市、内子町等との連絡体制を整える。

2. 2. 2 全面緊急事態

(1) 国からの指示

全面緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき、県及びUPZ 市町に対し、屋内退避に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示するとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する。

(2) 受け入れ体制の立上げ及び受入れ準備

全面緊急事態に至った場合には、当町は、県又は西予市、内子町からの要請により、UPZ の住民の受入れ体制を立ち上げるとともに、受入れのための避難所等の設営準備を開始する。

2. 2. 3 O I Lに基づく避難等が指示された後

(1) 国からの指示

放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、県及び市町に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

(2) 避難者の受入

当町は、O I Lに基づく避難等が指示された場合には、県又は西予市、内子町からの要請により、避難等の指示を受けた住民の受入れを行う。

(3) 避難退域時検査等

県及び事業者等は、放射性物質が放出された場合には、UPZ の避難者に対する放射性物質による汚染状況を確認するため、避難退域時検査等を行う。当町は放射性物質の放出後にUPZ 内等からの避難者を受け入れる場合には、避難退域時検査場所で避難退域時検査及び簡易除染（以下「避難退域時検査等」という。）を受けているかについて、避難経由所や避難所等で通過証等により確認する。

その際、避難退域時検査場所を通らずに避難するなど、当該避難者が通過証等を持っていない場合には、当町は、必要に応じて町が指定する場所において、避難退域時検査等を実施し、放射性物質による汚染状況を確認する。

避難退域時検査等の結果、簡易除染を行ってもなお判断基準（0IL4）を超過している場合には、県に相談のうえ、除染等が可能な医療機関等を紹介する等適切な対応をとる。

2. 3 避難経由所、避難所の開設及び運営等

- (1) 避難経由所、避難所等の開設は、県からの要請を受けて、当町が行うものとする。
- (2) 避難開始当初は県及び西予市、内子町は住民避難に全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所等の開設・管理、避難者の誘導等、避難者の受入業務については、当町が主体的に対応するものとする。
- (3) 状況に応じて、避難経由所を開設し、順次、必要な避難所等を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。
- (4) 避難に際しては、西予市、内子町の職員が避難経由所や避難所等へ住民と同行するとともに、当町と避難者のパイプ役を担うものとする。
- (5) 避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所等へ西予市、内子町の職員を派遣してもらい、当町から西予市、内子町に避難所等運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難者、西予市、内子町の職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制に移行するものとする。
- (6) 避難者への医療・健康相談等について、適切に対応できるよう相談窓口を設置する。放射線影響に関する健康管理の相談は県、国の支援を受けながら対応するものとする。
- (7) 避難所等の施設管理自体は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。
- (8) 複合災害等による避難等により、町の避難場所が不足する場合は、県有施設を避難所等に活用するほか、二次避難先の調整について県に要請する。

資料 1 主な関係機関連絡先一覧

(1) 愛媛県

名称	所在地	連絡先	備考
県民環境部防災局 原子力安全対策課	松山市一番町 4 丁目 4-2	089-912-2341	
県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町 4 丁目 4-2	089-912-2335	
保健福祉部管理局 医療対策課	松山市一番町 4 丁目 4-2	089-912-2445	
中予地方局 総務県民課防災対策室	松山市北持田町 132	089-909-8750	
南予地方局 総務県民課防災対策室	宇和島市天神町 7-1	0895-28-6103	

(2) 市町

名称	所在地	連絡先	備考
西予市 総務部危機管理課	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-6491	
内子町 総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	

(3) 警察機関

名称	所在地	連絡先	備考
愛媛県警察本部 警備部警備課	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110	
松山南警察署	松山市北土居 3 丁目 6-17	089-958-0110	
砥部交番	砥部町千足 177-1	089-962-2135	
広田駐在所	砥部町総津 691	089-969-2200	
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁 目 659	0894-62-0110	
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111	

(4) 消防機関

名称	所在地	連絡先	備考
伊予消防等事務組合	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119	
消防本部			
砥部消防署	砥部町宮内 1350-2	089-962-2119	
広田出張所	砥部町総津 427	089-969-2121	

(5) その他

名称	所在地	連絡先	備考
陸上自衛隊			
松山駐屯地 14 特化隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911	
四国電力株式会社			
伊予営業所	伊予市米湊 824-1	089-982-1054	
愛媛新聞社	松山市大手町一丁目 12-1	089-935-2111	
株式会社あいテレビ	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	
愛媛朝日テレビ株式会社	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	
NHK松山放送局	松山市堀之内 5	089-921-1111	
株式会社テレビ愛媛	松山市真砂町 119	089-943-1111	
南海放送株式会社	松山市本町一丁目 1-1	089-915-3333	
砥部町社会福祉協議会	砥部町大南 719	089-962-7100	
砥部町管工事業協同組合	砥部町大南 337-4	089-962-4522	

資料2

避難先候補施設一覧

No.	施設名	住所	電話番号	施設面積屋内部分 (㎡)		
				面積	体育館面積	有効面積
1	愛媛県立医療技術大学	高尾田543番地	958-2111	15,476	888	2,735
2	道の駅「ひろた」	総津162番地1	969-2070			325
3	愛媛県立松山南高等学校 砥部分校	岩谷口7番地	962-4040	5,047	865	727
4	老人生きがいの家	拾町115番地	956-0006	218		218
5	広田老人憩いの家	総津387番地	969-2059	233		233
6	砥部町陶街道ゆとり公園	千足400番地	962-4600	3,979		3,979
7	砥部町文化会館	宮内1410番地	962-7000	5,350		5,349
8	砥部町立麻生小学校	高尾田760番地	956-0516	5,634	997	
9	砥部町立宮内小学校	宮内640番地	962-2072	4,785	886	
10	砥部町立砥部小学校	大南1039番地	962-2030	4,148	945	
11	砥部町立砥部中学校	千足68番地	962-2705	8,202	2,840	
12	砥部町立広田小学校	総津375番地	969-2417	2,271	830	
13	砥部町立玉谷小学校	玉谷670番地	969-2520	1,532	604	
14	砥部町立高市小学校	高市1105番地	969-2607	1,533	604	
15	商工会館	大南394番地	962-6695	833		833
16	砥部町ひろた交流センター	総津409番地	969-2111	1,052		1,052
17	砥部町保健センター	宮内1368番地	962-6888	651		651

福祉避難所一覧

No.	施設名	住所	電話番号
1	社会福祉法人 和泉蓮華会 指定障害者支援施設 希望ヶ丘	重光278番地	905-2525
2	社会福祉法人 和泉蓮華会 障害者自立訓練・就労支援センター アルムの里	重光280番地	905-8888
3	医療法人 光陽会 介護老人保健施設 とべ和合苑	北川毛1412番地3	962-7700
4	社会福祉法人 砥部寿会 特別養護老人ホーム砥部オレンジ荘	大南2267番地	962-7820
5	社会福祉法人 広寿会 特別養護老人ホームひろた	総津405番地	969-2155

資料3 避難者名簿

入所年月日		年 月 日		居住区		所属自治会										
ふりがな 記入者氏名				家屋の 被害 状況	居住の可否(可・否)											
					全壊・半壊・一部損壊・被害なし (半壊・一部損壊の場合): 寝泊りできる・寝泊りできない・わからない											
					断水・停電・ガス停止・電話不通											
住 所			車	車種 ナンバー												
			ペット	有(種類) 無												
電話番号			携帯番号													
緊急連絡先 ※必ず記入願います	氏 名															
	住 所					電話番号										
家 族 構 成	氏 名	電話番号	続柄	性別	生年月日	年齢	職 業 (勤務先、 学校・学年)	資格・ 特技等	配慮の区分				安否確認			現在寝泊りしてい る場所(避難所名、 自宅、親類宅等)
			世帯主						要介護 高齢者	障がい 者	妊産婦	その他	無 事	不 明	死 亡	
避難者一覧の掲示・公開 同意する ・ 同意しない																
特に避難所生活において配慮を希望すること(通院治療・服薬の有無、各種障がい者手帳の所持、福祉サービスの利用、集団生活の不安、避難所において希望することなど)																

退所年月日	年 月 日		
退所後住所			
退所後連絡先(電話番号)		携帯電話番号	
備 考			

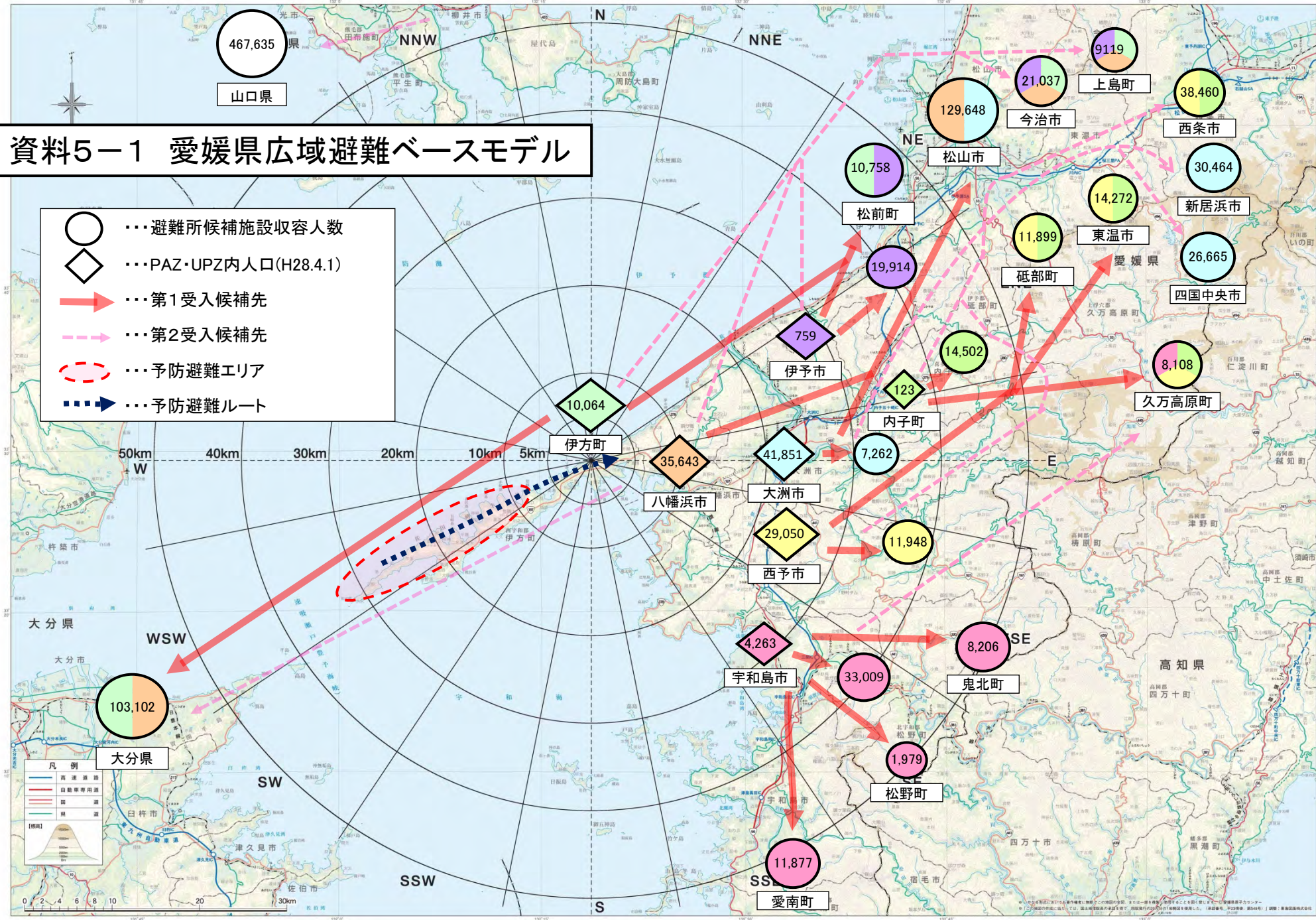
資料 4 避難者名簿一覽表

避難所名：_____

作成（更新）年月日：_____

[illegible]

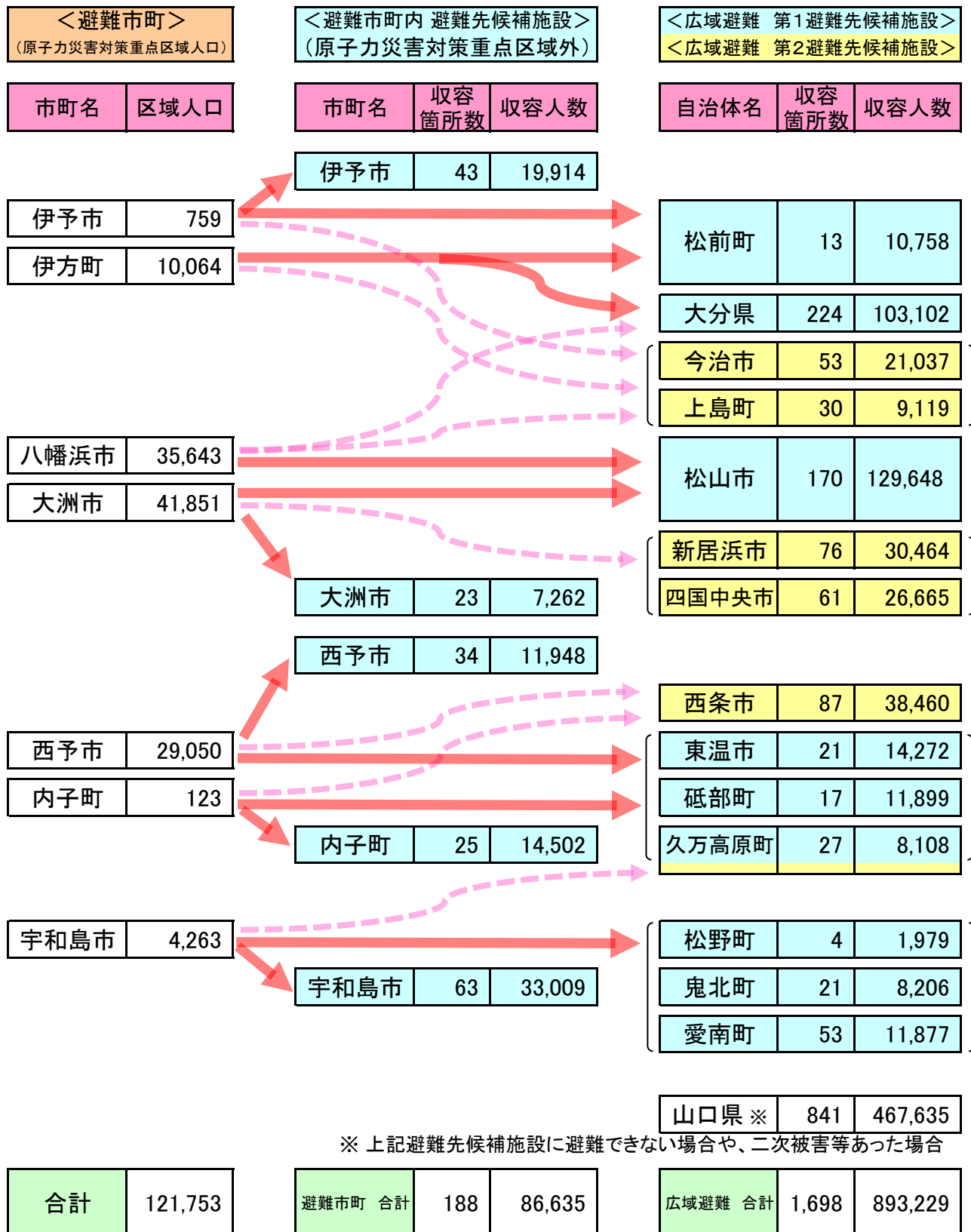
資料5-1 愛媛県広域避難ベースモデル



資料5-2 広域避難 避難市町人口及び避難先候補施設

 ...第1避難先候補施設へ
 ...第2避難先候補施設へ

平成28年4月1日時点



※ 上記避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等あった場合

➤ 自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

